

第9次交通安全計画策定後の主な道路交通法の改正の状況

時 期	内 容
平成 23 年 9 月 12 日施行 (自転車利用対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車道・歩道で自転車を一方通行とする規制標識の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車道などの自転車通行環境の整備を推進するために、規制標識「自転車一方通行」が新設
平成 25 年 12 月 1 日施行 (悪質・危険運転者対策) (自転車利用対策) (自転車利用対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無免許運転・免許証の不正取得などの罰則が強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無免許運転や運転免許証を不正に取得すると、3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (改正前：1年以下の懲役または30万円以下の罰金) ○ 自転車の検査等に関する規定の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官による運転中止命令などブレーキ不良自転車に対する指導が強化。検査拒否等、応急措置命令等違反は、5万円以下の罰金 ○ 自転車の路側帯通行に関する規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路右側の路側帯を通行することが禁止される。違反すると、3月以下の懲役または5万円以下の罰金
平成 26 年 6 月 1 日施行 (悪質・危険運転者対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の病気等に罹っているドライバーを対象とした制度が新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な運転に支障をおよぼすおそれがある病気にかかっている人等の的確な把握と負担軽減を図るため、運転免許を受けようとする人等に対する質問に関する規定が整備 ○ 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師は診察した者が一定の病気等に該当すると認知し、その者が免許を受けていると知ったときは、診察結果を公安委員会に届け出ることができる。
平成 27 年 6 月 1 日施行 (自転車利用対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪質な自転車運転者に対する安全講習の義務付け <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質な違反(危険)行為を繰り返した自転車運転者に対し、自転車運転者講習の受講が義務付け ・ 3年以内に2回以上、違反(危険)行為を繰り返し行った自転車運転者は受講命令を受けることになる。 ・ 受講しなかった場合、5万円以下の罰金 <p>※違反(危険)行為・・・信号無視、通行禁止違反、歩行者専用道路での徐行違反などの14種の違反</p>